

## 4 I T 関係

### ア 情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
電波利用料制度の抜本的見直し (総務省)	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。				
	c 電波利用料を原資とする費用等の支出に当たっては、不断にその効率化に取り組む。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア aに移行)
	e 電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。			平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア bに移行)
	f 放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。			平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア cに移行)
地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討	調査・検討	調査・検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア に移行)
特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。	検討	検討・一定の結論	検討・(一定)の結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア に移行)
電気通信端末機器の基準認証におけるモデムモジュールに係る認証の見直し (総務省)	設計認証済であるモデムモジュールを容易に取り外すことができないように内蔵したパーソナルコンピュータの設計認証の在り方について、諸外国の状況等も参考にしつつ検討する。		検討開始	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ア に移行)

## イ 電気通信事業における公正競争の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
NTTの在り方 (総務省)	a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。				
	(a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ a(a)に移行)
	(b) NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を引き続き注視する。	引き続き注視	引き続き注視	引き続き注視	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ a(b)に移行)
	(c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアーウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ a(c)に移行)
	b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。				
	(a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	必要に応じて措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ b(a)に移行)
	(b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ b(b)に移行)
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	引き続き検討(結論)			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ b(c)に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
	<p>c IP化の進展等の競争環境の変化を踏まえつつ、加入者系光ファイバー等のネットワークのオープン化や禁止行為等の非対称規制を始めとする公正競争確保のための諸施策の徹底を図るとともに、NTTグループの各事業会社による独立した経営体としての公正な競争の状況を引き続き注視し、十分な競争の進展が見られない場合は、NTTの在り方について改めて抜本的な見直しを行う。例えば、現行制度上、東・西NTTが、自己が保有する各種の「ネットワーク設備」のうち他事業者のサービス展開に不可欠と認められる設備について、これを自社・自グループ内で使用する場合は社内価格(内部価格)と、これを他事業者に貸出す際に徴収する価格(外部価格、具体的には接続料金等)が一致していることを確保するため、接続料等は接続会計に基づくこととなっているが、現行の接続会計がネットワーク構造の変化(IP網の比重の高まりや次世代ネットワークへの移行)に対応しているかの検証等を行い、必要に応じて見直し、措置等を講ずる。</p>	引き続き注視			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ cに移行)
<p>公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省) &lt;エネエの再掲&gt;</p>	<p>近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。</p>				
	<p>a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。</p>	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ aに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	b 公益事業各分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルールの策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ bに移行)
	c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ cに移行)
	d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者に混乱が起こらないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ dに移行)
	e 事業所管官庁における中立性確保 事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]イ eに移行)

## ウ IT利活用の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
個人情報への漏えいへの対応 (内閣府及び関係省庁)	個人情報の不正漏えい行為の処罰の在り方について、政府全体として論点の整理・検討を行う。		検討開始	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ウ に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
<p>電子的手段による資格保有等証明の推進 (内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)</p>	<p>重要情報のオンライン転送に当たり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ把握を早期に行うとともに、制度の在り方について検討する。 【検討の結果、現時点では、現行制度の下でそれぞれの必要性を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当とされた】</p>	平成16年中に検討 結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ に移行)
<p>電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省)</p>	<p>電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す。</p>	平成16年中に検討 結論	一部措置済(制度の骨格の明確化)	措置(法的枠組みの具体化)	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ に移行)
<p>学校法人における財務情報の開示促進 (文部科学省) &lt;教育ア の再掲&gt;</p>	<p>b 財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討する。</p>	平成16年度以降継続的に検討			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【教育関係】ア に移行)
<p>医療機関情報の公開 (厚生労働省) &lt;医療ア の再掲&gt;</p>	<p>b アウトカム情報の公開 医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者や国民の情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率等のアウトカム情報については、地域による情報格差が生じることのないよう、段階的に公開の対象とすることとし、直ちに具体的な取組を開始する。 その取組を進めるに当たっては、適切なデータの開示方法についても検討の対象とするとともに、各医療機関の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、アウトカム情報の客観的な評価を可能とするための研究開発の推進等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る等の具体的な仕組みを構築する。</p>		平成18年の早期に着手、以降段階的に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】ア に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
審査支払機関のIT化の推進 (厚生労働省) <医療イの再掲>	b 社会保険診療報酬支払基金など審査支払機関は、電子レセプトに対応した投資を集中的に行い、一連の審査業務全般にわたって電子的手法を活用した方式を開発するなど、審査の質の向上と効率化を図る。		一部措置済	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イに移行)
電子カルテシステムの普及促進 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a 厚生労働省の保健医療情報システム検討会が「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月)で提言した平成18年度までに全国の診療所の6割以上、400床以上の病院の6割以上に電子カルテシステムを導入させるとした目標を確実に達成できるよう、具体的な実行策を明定し、公表する。併せて、電子カルテシステムの導入負担を軽減し、導入が促進されるよう、地域中核病院等にWeb型電子カルテを導入して診療所等の電子カルテ利用を支援する等、具体的な措置を講ずる。		一部措置済	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ aに移行)
	b 電子カルテにおける用語・コードとレセプトにおける用語・コードの整合性を図り、カルテからレセプトが真正に作成される仕組みを構築し、我が国のカルテについて電子カルテ化を積極的に推進することとし、そのための実効性ある方策を講ずる。		一部措置済	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ bに移行)
	c 電子カルテシステムが導入された後も、医療機関において継続的に運用されるよう、システム導入後の運用維持も視野に入れ、電子カルテシステムを用いた望ましい診療行為や医療機関の体制の評価を踏まえ、具体的な推進策を策定し、措置する。		結論	措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ cに移行)
	d オーダーエントリーシステムの導入、バーコードによる患者誤認防止システムなどのITを使った医療安全対策を一層推進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ dに移行)
診療情報等の共有の促進と電子カルテの標準化促進 (厚生労働省) <医療イの再掲>	a 安全で質の高い患者本位の医療サービスを実現するために、個人情報の保護など一定の条件を備えた上で、患者情報を複数の医療機関で共有し有効活用ができるよう措置する。	一部措置済	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ aに移行)
	b カルテの電子化を促進するに当たっては、医療におけるIT化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な課題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進手段を政府として明確にし、実行する。		逐次実施。 標準規格の普及促進については平成18年度中に実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
21 遠隔医療等の医療分野のIT化の推進 (厚生労働省) <医療イ の再掲>	a 高度な医療サービスを効果的、効率的に提供できるよう、病診連携や病病連携と併せて、遠隔診断等の遠隔医療を推進する。 また、各種データ交換の際のフォーマット、電子的情報交換手順、情報セキュリティ技術等の標準について早急に確立し、積極的な普及策を講ずる。	一部措置済	逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ aに移行)
	b 病院内のチーム医療と同等な高レベルの処方チェックを可能とすべく、ITを活用した薬局機能の高度化について検討し、今後とも規制改革推進のため、所要の措置を講ずる。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【医療関係】イ bに移行)
26 バリアフリー化等の推進 (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省) <福祉ウ の再掲>	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。(第164回国会に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律案を提出)		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【福祉関係】エ に移行)
28 既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)	ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。	一部措置済	国際的な動向を踏まえ、検討・結論		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ に移行)
29 コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討 (内閣官房)	現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。	国際的な動向を踏まえ、検討・結論			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ に移行)
32 地上波放送における競争の促進 (総務省)	a 地上波放送局の再免許手続の厳格化等 (a) 地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ a(a)に移行)
	(b) デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯(チャンネル)の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。			逐次検討、デジタル放送への完全移行までに結論	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【IT関係】ウ a(b)に移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	b 複数局支配規制の一層の緩和 放送事業者の経営基盤を強化し、放送内容の充実等を促すため、異なる地域間の複数局支配に関する規制の一層の緩和について検討し、結論を得る。			検討・結論	(総務省) 一定の要件の下、複数の放送事業者を子会社とし、グループ経営を可能とする認定放送持株会社制度の導入を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立し、平成20年4月1日施行。
	c 放送の伝送路の多様化 (a) 地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずる。			措置	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[IT関係]ウ bに移行)
	d 地上波デジタル放送の普及促進と電波の利用方式の設定・実施過程の透明化 既に政府内に設置されているコピーワンス制約の再検討の場において、視聴者利便の確保と著作権の適切な保護の双方に配慮しつつ、早急にその緩和に向けた見直しを行う。その際、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、その検討過程を公開しつつ、可能な限り明確を図っていく。		検討	措置	(総務省) 情報通信審議会に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」を設置(平成18年9月28日)し、検討過程を公開しつつ、視聴者、メーカー、関係事業者等幅広い関係者の参加を得て、いわゆる「コピーワンス」について検討を行い、平成19年8月の情報通信審議会答申において見直しが提言された。

## エ 電子政府・電子自治体の推進

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
会社設立に関する諸手続についての電子化 (法務省、総務省、財務省、厚生労働省) <法務イ の再掲>	起業者が会社設立に要している時間や事務負担を大幅に削減する観点から、会社設立に関する諸手続(会社設立登記後の各種申請等の公的手続を含む)の電子化を引き続き一層推進する。		継続的に実施		<法務イ に掲載>
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省) <法務イ の再掲>	企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。 [商業登記規則等の一部を改正する省令(平成16年法務省令第22号)]		逐次実施		<法務イ に掲載>

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省) <住宅工23の再掲>	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工23に掲載>
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省) <住宅工24の再掲>	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	逐次実施			<住宅工24に掲載>
輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの一層の推進 (財務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、国土交通省、経済産業省) <運輸イの再掲>	a 輸出入・港湾関連手続に係る各種申請手続について、関係省庁は改めて、各種申請書類の削減、申請事項の削減、申請手数料の見直し等、申請手続や申請書類の徹底した省略、簡素化を図り、速やかにワンストップサービスの一層の推進を図る。	平成16年度以降できるだけ早期に実施			<運輸イ a>
自動車保有関係手続のワンストップサービスの推進 (警察庁、総務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省) <運輸アの再掲>	a 自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化について、平成17年稼働開始に向けて、関係法令の着実な整備を図るとともに、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。 [道路運送車両法等の一部を改正する法律]平成16年5月26日法律第55号]	試験運用	一部システム稼働 (平成17年12月)	システムの対象範囲拡大に向け検討	<運輸ア に掲載>
(国土交通省) <運輸ア24の一部再掲>	b 自動車登録事項等証明書の電子的手段による交付及び照会を可能とした上で、保険加入等関連手続として車両登録確認が必要な場合、電子証明書を持つ保険会社が契約者名(車両所有者)、登録番号又は車台番号で照会を行い、車両確認することでの必要書類の取付に代えることを検討する。		一部措置済	検討	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[運輸関係]ア に移行)

オ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
IT技術者に係る資格の相互認証等	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、以下の事項について実施等行う。				
(経済産業省、法務省) <法務ウ aの再掲>	a IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる。 【平成16年法務省告示第363号(平成16年8月27日施行)】		逐次実施		<法務ウ aに掲載>
(経済産業省) <法務ウ bの再掲>	b 我が国経済の発展に貢献する海外の高度な人材を確保する観点から、IT技術者の資格の相互認証については、各国の国家資格のみならず、高水準の民間資格もその対象とする。		逐次実施		<法務ウ bに掲載>
バックオフィス業務の民間開放 (全府省) 【人事院】 (人事院に対しては、実施を要請するものである。)	バックオフィス(内部管理業務)については、「内部管理業務の業務見直し方針」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、官房基幹業務に関する業務の見直し及びシステムの整備等が実施されているが、更なる業務の合理化、システムの効率的整備等を図ることが重要である。 したがって、民間企業において外部委託が進んでいる内部管理業務について可能な限り民間開放を推進する。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【官業改革関係】オに移行)